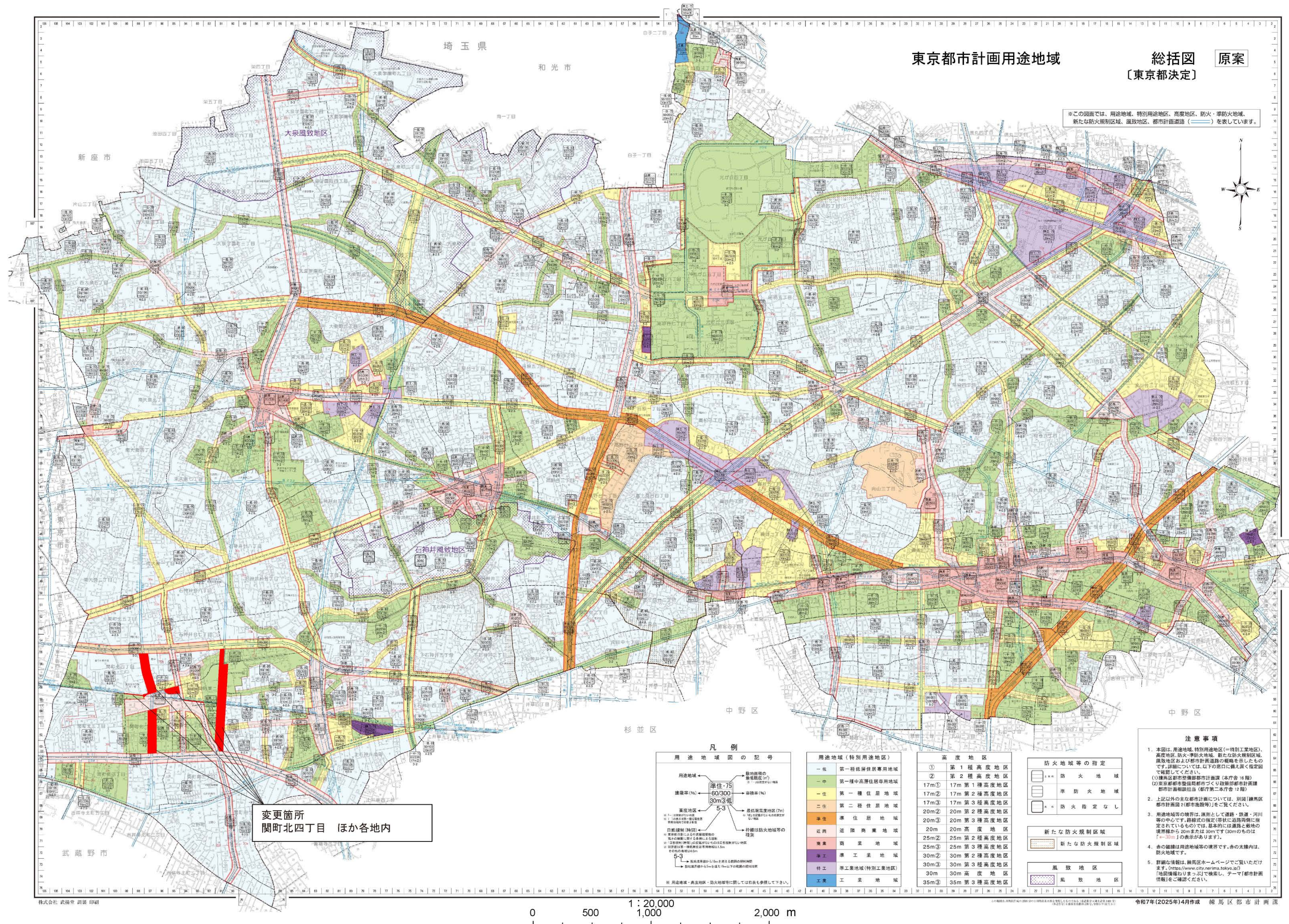




東京都市計画用途地域

総括図
〔東京都決定〕

原案

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



変更箇所
関町北四丁目 ほか各地内

凡 例

用途地域図の記号

用途地域	準住-75	最低限の最高高度(7m)
建蔽率(%)	60/300	容積率(%)
高度地区	5-3	最低限の最高高度(7m)
自然規制(緑地)		緑地は防火地域等の指定
※ 1. 自然規制(緑地)は、都市計画道路の両側に設置するものとする。		
※ 2. 自然規制(緑地)の設置率は、都市計画道路の両側に設置するものとする。		
※ 3. 自然規制(緑地)の設置率は、都市計画道路の両側に設置するものとする。		
※ 4. 自然規制(緑地)の設置率は、都市計画道路の両側に設置するものとする。		
※ 5. 自然規制(緑地)の設置率は、都市計画道路の両側に設置するものとする。		

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に指定しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

	防火地域
	準防火地域
	防火指定なし
	新たな防火規制区域
	新たな防火規制区域

風致地区

	風致地区
--	------

- 注 意 事 項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へお問い合わせください。
(1) 練馬区都市計画課都市計画課(本庁舎16階)
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「=30m」の表示があります)。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
「地図情報おまけ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。

0 500 1,000 2,000 m

1 : 20,000